

社内で活用できる！年金やライフプランの知識を解説

年金・ライフプランレポート

【年金制度改正法のポイント解説 ②私的年金編】

2020年5月29日に国会で成立し、6月5日に交付された年金制度改正法では、私的年金の見直しも盛り込まれています。今回は、私的年金の改正について、中でも確定拠出年金についての主な改正ポイントを解説します。

1 確定拠出年金加入可能年齢と受給開始時期の拡大

確定拠出年金（以下「DC」）は、拠出された掛金を加入者が管理運用し、将来の給付額が決まる年金制度です。掛金を事業主が拠出する企業型 DC と、加入者自身が拠出する個人型 DC（通称「iDeCo（イデコ）」）があります。現在、加入可能年齢は、企業型 DC は規約の定めによりますが 65 歳未満の厚生年金被保険者、iDeCo は 60 歳未満の国民年金被保険者とされています。

今回の改正法により、企業型 DC は 70 歳未満の厚生年金被保険者であれば加入可能になります。また、iDeCo は 65 歳未満の国民年金被保険者であれば加入可能になります。具体的には、第 1 号（自営業者等）や第 3 号（被扶養配偶者）は国民年金に加入するのは 60 歳までですが、未納期間などがあれば 65 歳まで国民年金に任意加入ができるので、その間は iDeCo に加入できるようになります。また、会社員は厚生年金に加入していれば、原則 65 歳までは第 2 号被保険者として国民年金にも加入するため、その間は iDeCo に加入できるようになります。施行日は 2022 年 5 月です。

また、DC の受給開始時期も拡大されます。現在、企業型 DC も iDeCo も 60 歳～70 歳の間で受給者が選択可能となっていますが、法改正により、公的年金の受給開始時期の選択肢の拡大（繰下げ上限年齢の拡大）に併せて、60 歳～75 歳までの間で受給者が選択可能になります。施行日は 2022 年 4 月です。

2 企業型 DC 導入企業の iDeCo 併用等

現在、企業型 DC 加入者が iDeCo に加入できるのは、規約の定めがあって企業の掛金の上限額を引き下げた場合に限られています。これが、法改正により、2022 年 10 月から、企業型 DC の規約の定めや企業掛金の上限引下げをしなくても、加入者は iDeCo にも加入できるようになります。

例えば、企業年金が企業型 DC だけの企業の拠出限度額は月 5.5 万円ですが、従業員が iDeCo（最大月額 2 万円）に加入するためには、規約の定めにより、企業掛金の上限額を月額 3.5 万円にしなければならないわけですが、昇給・昇格に伴って掛金額が増える仕組みで企業型 DC を設計している企業では、企業掛金の上限の引下げは行いにくいということがあり、その場合は、その企業の企業型 DC 加入者は全員 iDeCo に加入できないという状況にありました。法改正により、個人の希望により、iDeCo に加入しやす

くするため、企業型 DC の規約の定めや企業掛金の上限引下げをしなくても、iDeCo と併用できるようになります。

ただし、企業型 DC の掛金と iDeCo の掛金の合計額は企業型 DC の掛金上限額の範囲内であることが条件であり、企業型 DC の掛金上限額や iDeCo の掛金上限額は、企業年金の加入状況によって異なりますので注意が必要です。

さらに、現在、企業型 DC 導入企業でマッチング拠出（従業員による上積み拠出）を行っている場合は、企業型 DC の加入者全員が iDeCo に加入することはできませんが、今回の法改正により、マッチング拠出か iDeCo 加入かを加入者ごとに選択できるようになります。施行日は 2022 年 10 月です。

3 「iDeCo プラス」の対象企業拡大

iDeCo プラス（中小事業主掛金納付制度）とは、企業年金を実施していない従業員 100 人以下の企業の事業主が、一定要件のもと、iDeCo に加入する従業員の掛金に追加的に拠出する制度です。中小企業で独自に企業年金を導入することができない事業主が、従業員の老後資産形成を支援するため福利厚生制度の一環として、iDeCo プラスを導入するケースが増えています。今回の法改正により、2020 年 10 月から対象企業が、現在の 100 人以下の企業から、従業員数 300 人以下の企業までに拡大されます。

年金制度改正法の主な施行時期（私的年金編）	
2020年10月	事業主が個人型確定拠出年金（iDeCo）に掛金を上積みできる「iDeCoプラス」の対象企業を従業員数 100 人以下から300 人以下に拡大
2022年4月	受給開始時期の選択肢の幅を企業型DC・iDeCoともに75歳に拡大
2022年5月	iDeCoの加入上限を65歳未満の国民年金被保険者に、企業型DCの加入上限は70歳未満の厚生年金被保険者に
2022年10月	企業型DC導入企業でも規約変更なしで、iDeCo併用が可能に
	企業型DC導入企業で従業員が自分で上積みする「マッチング拠出」導入企業の場合、加入者ごとにiDeCoと選択可能に

（（社）企業年金・個人年金教育者協会 副理事長 原 佳奈子）